

6 月 教育長 教育行政報告

令和 6 年

- 5 月 23 日（木） 第 1 回人事にかかると学校訪問（第 3 日）
第 1 回甲賀市教育支援委員会
- 24 日（金） 第 1 回人事にかかると学校訪問（第 4 日）
- 25 日（土） 第 1 回東雲会・こぶし会研修会
- 26 日（日） あいの土山 C O Z Y クラブ通常総会
- 27 日（月） 第 1 回人事にかかると学校訪問（第 5 日）
- 28 日（火） 第 1 回人事にかかると学校訪問（第 6 日）
- 29 日（水） 近畿ブロック地域海洋センター連絡協議会総会
- 30 日（木） 第 1 回人事にかかると学校訪問（第 7 日）
わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会第 3 回
常任委員会および第 2 回総会
- 31 日（金） びわ湖ホール音楽会へ出かけよう！（「ホールの子」事業）視
察
- 6 月 1 日（土） 退職校長「鹿深会」総会
ふれあいゆるスポフェスティバル
甲賀市ユースプラスフェスティバル 2024
- 2 日（日） 甲南 B & G 海洋センターリニューアル記念式典
第 9 回うしかい田んぼアート
2024 子ども食堂フェスタ
レイラック滋賀公式戦
- 3 日（月） 部長会議
第 1 回甲賀市男女共同参画本部会
第 1 回甲賀市 I C T 推進本部会議
第 1 回甲賀市総合計画本部会議
公益財団法人滋賀県学校給食会臨時理事会
- 4 日（火） 第 1 回人事にかかると学校訪問（第 8 日）
一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会定時総会
- 5 日（水） 第 2 回甲賀市議会定例会 本会議（第 1 日）
第 3 回学校経営等協議会

- 日之出水道機器株式会社より 寄附受領
- 6 日（木） 第 1 回人事にかかる学校訪問（第 9 日）
- 7 日（金） 第 1 回人事にかかる学校訪問（第 10 日）
- 9 日（日） 関西女子サッカーリーグ第 6 節 S A S A Y U R I F C
S H I G A 公式戦
- 滋賀県障害者フライングディスク交流大会 I N 甲賀
みなくち子どもの森 ささゆり鑑賞
- 11 日（火） 第 1 回人事にかかる学校訪問（第 11 日）
- 12 日（水） 第 3 回校務運営等協議会
第 8 回甲賀市教育委員会委員協議会
甲賀市人権教育推進協議会総会
- 13 日（木） 第 2 回甲賀市議会定例会 本会議（第 2 日）
- 14 日（金） 第 2 回甲賀市議会定例会 本会議（第 3 日）
- 15 日（土） 第 3 回奥川雅也サッカー交流会
- 16 日（日） 第 14 回かふか 21 子ども未来会議子ども議員任命式
甲賀市あんぜん・あんしんなまちづくり市民会議総会
第 33 回鈴鹿馬子唄全国大会
- 17 日（月） 部長会議
第 2 回甲賀市議会定例会 本会議（第 4 日）
- 18 日（火） 第 2 回甲賀市議会定例会 本会議（第 5 日）
- 19 日（水） 第 2 回甲賀市議会定例会 本会議（第 6 日）
- 20 日（木） 第 1 回甲賀市教育行政評価委員会
- 21 日（金） 人事評価制度に伴う校長当初面談（第 1 日）
- 24 日（月） 人事評価制度に伴う校長当初面談（第 2 日）
第 1 回甲賀市少年センター協議会
- 25 日（火） 人事評価制度に伴う校長当初面談（第 3 日）
甲賀市 P T A 連絡協議会総会
- 26 日（水） 第 4 回学校経営等協議会
忍びの里伊賀甲賀忍者協議会総会
第 6 回甲賀市教育委員会定例会

◎甲賀市教育研究所の沿革

- 平成16年(2004年)10月 甲賀市教育委員会発足
- 平成17年(2005年)4月 甲賀市教育研究所設置
- 平成17年度 調査研究として「特別支援教育に関する調査研究」をテーマとし研究。教職員研修として全員研修会を開く。
特別支援教育相談として巡回教育相談の開設。
- 平成18年度 調査研究は引き続き2年次研究、新たに「教育相談に関する調査研究」を実施。
- 平成19年度 調査研究は引き続き3年次研究。教職員研修として「こうか学びの研修」「初任者研修」「10年研修」「情報教育研修」「校内研修・研究に係る研修」「校務分掌担当別研修」を新たに教職員研修として実施。
「こんにちは！教育研究所です！」の発行。
- 平成20年度 調査研究は前年度に引き続き4年次研究を実施。教育相談事業は「教育相談・適応指導教室に関する事業」に変更。教育研究奨励事業が発足。
- 平成21年度 調査研究は「学力向上のための調査研究～学習意欲を高め、学習習慣を身につける指導・支援の在り方を探る～」を開始。滋賀大学との連携事業を開始。小学校社会科副読本(5冊)を発行。
特別支援教育及び教育相談事業については、学校教育課こども教育支援係に移管。
- 平成22年度 調査研究は読書指導と表現力育成に取り組み、リーフレットを編集。滋賀県内教育研究所協議会の会長及び事務局を受託。
- 平成23年度 調査研究として「主体的に学び、豊かな考えをもち、表す子どもの育成～予習を活かす算数・数学科学習指導の工夫～」の研究を始める。
教職員研修として若手教員に「授業力向上研修」を実施。
- 平成24年度 調査研究は新たに国語科を加え、「予習を活かす学習指導の工夫」を実施。
学校マネジメント研修を実施。
小学校6校に「こうかの学び向上事業」として「予習を活かす学習指導の工夫」の研究指定を委嘱。
- 平成25年度 調査研究は前年度と同様。教職員研修として特別支援学級担任研修を実施。中学校1校に「こうかの学び向上事業」として「予習を活かす学習指導の工夫」の研究指定を委嘱。
- 平成26年度 調査研究は前年度と同様。小学校8校に研究指定(2年間)を委嘱。
- 平成27年度 調査研究は前年度と同様。中学校2校に研究指定(2年間)を委嘱。
- 平成28年度 調査研究は前年度と同様。中学校2校に研究指定(2年間)を委嘱。
- 平成29年度 調査研究は新たにICT教育を加え実施。教職員研修として、教職2年次研修ならびにミドルリーダー研修を開始。
- 平成30年度 調査研究は新たに外国語教育を加え実施。教職員研修として教職3年次研修を開始。
- 令和元年度 調査研究は新たに甲賀流OJT(人材育成)を加え実施。小学校社会科副読本補助冊子3年(1冊)を発行。
- 令和2年度 調査研究は甲賀流OJT(人材育成)の2年次。新たに新任教務主任研修を実施。
小学校社会科副読本補助冊子4年(3冊)を発行。
- 令和3年度 調査研究は甲賀流OJT(人材育成)の3年次に加え、新たに学力向上のための調査研究「児童生徒が学びを実感することができる授業づくり」を実施。
ICT活用パンフレットの発行。
- 令和4年度 調査研究は「つながる校内研究を目指して」に加え、「児童生徒が学びを実感することができる授業づくり」ならびに「地域教材を活用した社会科の授業づくり」を実施。教職員研修として、校内研究主任研修を開始。
小学校社会科副読本を発行。
- 令和5年度 調査研究は「つながる校内研究を目指して」2年次、「子どもが主体となり、交流活動を通して学びが深まる・広がる授業づくり」を実施。教職員研修として、スキルアップ研修を開始。
滋賀県内教育研究所協議会の会長及び事務局を受託。

資料3

令和6年度(2024年度)

甲賀市教育研究所要覧

「新しい時代に対応する甲賀教育の創造」
～甲賀教育を担う人材の育成～

確かな学力



健やかな心身とたくましい体力



甲賀市の学校教育が目指すもの

いきいき学び ぐんぐん伸びる
心やさしい 甲賀の子ども



豊かな人間性や社会性



地域に開かれた学校づくり

甲賀市教育研究所

設置場所 甲賀市役所
滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地
郵便番号 528-8502
電 話 0748-69-2246
F A X 0748-69-2294
Eメール koka30101300@city.koka.lg.jp

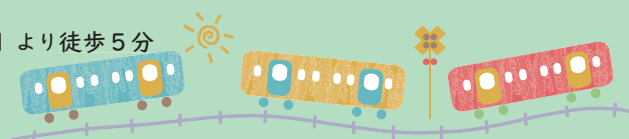
交通アクセス 甲賀市役所 4階 甲賀市教育研究所

公共交通機関をご利用の場合

JR草津線【貴生川駅】から近江鉄道に乗り換え【水口城南駅】より徒歩5分

車をご利用の場合

新名神高速道路 ●甲南ICより15分 ●信楽ICより15分



「新しい時代に対応する甲賀教育の創造」～甲賀教育を担う人材の育成～



学びの質を高める調査研究主題

研究Ⅰ

「つながる校内研究を目指して 3年次
～9年間の学びが充実する『LSシート』の在り方～」

➡中学校区内の校内研究主任を中心に、LSシートをツールにして、学校全体や学校間の共有を図り、教職員一人ひとりの力を組織全体でビルドアップさせる。

研究Ⅱ

「子どもが主体となり、学びが深まる・広がる授業づくり
～単元を貫く協働探究型課題を視点にして～」

➡子どもが各教科等の見方・考え方を働かせながら、学びを深め、広げていくために、「協働探究型課題」を設定することを通して、質の高い交流活動や振り返りにつながる授業づくりを行う。

教職員研修

【授業力】【教育課程推進力】【経営管理力】

教職員の指導力の充実、資質向上を図るために企画実施する。
初任者研修および授業力向上研修を重点研修として実施する。

- 指定研修・初任者研修・中堅教諭等資質向上研修 等
- 全員研修・講演会（特別支援 人権 学力 ICT 等）
- 養成研修・学校マネジメント ・スキルアップ
 - ・ミドルリーダー ・教師力アップ
 - ・教職2・3年次 ・授業研究会
 - ・特別支援教育 ・人権教育
 - ・就学前教育
- 希望研修・教科教育 ・特別支援教育
 - ・ICT教育 ・実務 等

教育に関する相談および指導

【研究指導力】【校内研究推進力】

- 教育研究奨励事業
教職員の資質を向上させるため、意欲的かつ創意あふれる学習指導方法の改善や学校、学年、学級の経営実務にかかる研究を奨励する。
- 各校マネジメントの相談・支援
学校の訪問を通して、各校の教育実践上の問題について、円滑な学校経営および指導方法等の相談・支援を行う。

庶務

【企画発信力】【企画調整力】

- 教育研究・実践にかかる企画
 - ・教育研究所要覧の作成 ・研究紀要の作成
 - ・社会科副読本の作成
- 教育研究情報「教育研究所だより」の発信、提供
- 関係機関との連携
 - ・各教育研究所 ・滋賀大学 ・教育研究会 等

教師力の育成 教職員の人間性・専門性・指導力を高める

横のつながりと縦のつながりを強める研修



人材育成力アップ！

自分の役割を意識しながら、共に学び続ける

授業力・指導力アップ！

共に学ぶ仲間との関係づくり

授業づくりに学級づくり
いろいろな悩みを同世代で共有

まずは体験！

学校マネジメント研修
新任校長・新任教頭(1回)
新任教務主任(1回)
校内研究主任(1回)



スキルアップ研修
(2回)

ミドルリーダー研修
(市若手教員授業づくりを共に)

中堅教諭等資質向上研修(1回)

教師力アップ研修(2回)
中堅教諭等資質向上
研修未受講者

夏：講座を選択研修

【秋の授業研究会】

3年次研修(2回)

【夏の研修】
講話・演習

【秋の授業研究会】

2年次研修(2回)

【夏の研修】
講話・演習

【秋の授業研究会】

初任者研修(4回)【地域産業の理解】【異校種間交流】【授業研修】【就学前教育】



甲

賀

市

滋

賀

県

初任者研修
(市町研修4日)

教職2年次研修

教職3年次研修

教職6年次研修
(G-OJT研修)

中堅教諭等資質向上研修
(市町研修1日)

管理職研修

特別支援学級
新担任研修

通級指導教室
新担当研修

各教科の指導力
向上研修

ミドルリーダー研修 等

令和 6 年度「甲賀市青少年活動安全誓いの日」条例に伴う

事業実施計画について

【はじめに】

平成 19 年（2007 年）7 月 31 日（火）、市教育委員会が実施した高知県四万十町の四万十川での野外体験講座において、参加された市内の小学生お二人の尊い生命を奪うという重大な事故を起こしました。市と市教育委員会では、このような重大事故を二度と起こさないよう、また事故を決して忘れることがないよう教訓としながら、子どもたちの成長にとって大切な青少年活動を安全に実施していくために、7 月 31 日を「甲賀市青少年活動安全誓いの日」と定めています。

○甲賀市青少年活動安全誓いの日条例

平成 20 年 3 月 27 日

条例第 30 号

平成 19 年 7 月 31 日、甲賀市教育委員会が実施した野外体験講座において、小学生二人の尊い生命を亡くす事故を招いたことは、将来にわたり有史に刻み込まなければならない。

甲賀市では、このことを教訓として再発防止の決意のもとに、次代を担う青少年の安全な野外活動を実施し、もって健全育成に資することを誓い、この条例を定める。

（安全誓いの日）

第 1 条 毎年 7 月 31 日を甲賀市青少年活動安全誓いの日（以下「安全誓いの日」という。）と定める。

（事業）

第 2 条 市は、野外活動をはじめとする青少年活動の安全に対して認識する機会として、市民、市のあらゆる機関及び青少年活動実施団体と連携し、相互に協力して安全誓いの日に関する事業に取り組むものとする。

（委任）

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、甲賀市教育委員会が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

事業実施計画

アフターコロナを迎え、事業やイベントの実施が徐々に再開され始めたことに伴い、甲賀市青少年活動安全誓いの日条例の趣旨および第2条の規定に基づき、野外活動をはじめとする青少年活動の安全に対して認識する機会として、安全誓いの日に関する事業に取り組むものとし、青少年活動指導者等を対象とした研修の場、市民への広報・啓発、市職員の安全な活動に対して認識する機会の3つを中心に取り組みます。

(1) 青少年活動指導者等を対象とした研修の場

青少年活動を実施する指導者等を対象に、青少年活動セミナーや研修会を開催します。

◆甲賀市青少年活動セミナーの開催

【参加対象者】 青少年活動団体の指導者、青少年活動に関心のある青年など

日 時	内 容	場 所
講師・関係機関 と調整 (秋～冬期に 開催予定)	・活動成果や事例発表またはヒヤリ・ハット事例 報告 (活動団体、青年リーダー) ・基調講演またはワークショップ (外部講師)	甲賀市役所 あるいは 市内施設

※昨年度までの実施結果や経過を踏まえ、活動団体指導者等の交流の場、青年リーダーの育成の場としてより充実した内容とし、青少年活動を行なう指導者等が参加しやすい時期、曜日に設定して開催します。

※日程の調整は講師と行います。

◆自然体験活動に係るリーダーの育成

【参加対象者】 青少年活動団体の指導者、青年リーダー等

日 時	内 容	場 所
5月～12月	・実技研修 (危険予知トレーニング、野外調理、自然遊び、 ネイチャーゲーム、ライフジャケット体験、応急 処置など)	甲南青少年研 修センター、 甲賀 B&G 海洋 センター 他

※青少年活動団体の指導者に対しては、青少年自然活動指導員の派遣を行い各団体指導者等が希望する日時・場所・内容に応じて個別の指導・助言を行うとともに、自然体験活動の安全対策について説明および啓発を実施します。

※青年リーダーに対しては、自然体験活動事業の事前研修として実施します。

(2) 市民への広報・啓発

市民に対して、7月31日の「甲賀市青少年活動安全誓いの日条例」の趣旨や意義を市広報紙やあいコムこうか音声放送等を通じて広報するとともに、書籍コーナー設置やハンドブック配布等、青少年活動の安全実施のための啓発を行います。

◆甲賀市青少年活動安全誓いの日条例及び青少年活動の安全実施のための啓発及び広報活動

期間・時期	内 容
6月～7月頃	【新企画】 親子で水辺の危険性を理解し事故を防止するための知識や技術を身につける機会として、『水辺の安全教室「ライフジャケット体験講座」』を開催します。 ・市教育委員会とB&G海洋センターの共催 ・水辺の活動安全学習・指導、ライフジャケット着用体験（試し泳ぎ）等
7月1日(月) ～7月31日(水)	7月31日の「甲賀市青少年活動安全誓いの日条例」の趣旨や意義を広報紙、市ホームページ、あいコムこうか音声放送、Facebook、LINE 及び雨量情報表示盤等により呼びかけます。
7月1日(月) ～7月31日(水)	市役所、土山・甲賀大原・甲南・信楽地域市民センターに懸垂幕、のぼりを設置します。
7月1日(月) ～8月31日(土)	市内図書館、公民館及び甲南青少年研修センターに野外活動に関する書籍コーナーを設置します。また、読み聞かせ会実施の際に水辺の安全等を楽しく学べる絵本等を紹介します。
7月上旬	「夏休みセーフティーハンドブック～夏の自然体験活動を安全に！～」を市内小学校4年生児童に配布します。
通 年	・甲南青少年研修センターにて、ライフジャケット等野外活動備品の貸出 ・安全な自然体験活動実施のため、青少年自然活動指導員による派遣指導や年代ごとの自然体験活動の実施

(3) 市職員の安全な活動に対して認識する機会

市職員に対し、7月31日（水）に朝礼時の黙祷、市長からの訓示を実施するとともに、安全管理推進運動や研修の実施により安全な活動への取り組みについて再認識する機会とします。

◆朝礼時の市長による訓示、黙祷

日 時	内 容
7月31日(水)	市の職員が安全への誓いと事故を風化させないという意識を高

8：25～	める機会として、野外活動をはじめとする青少年活動について、安全・安心かつ効果的に実施し、検証しながら今後の取組に活かすことを確認する日とします。 ・朝礼時の黙祷、市長による訓示（出先機関へは所属長から黙祷実施を指示し、市長訓示の内容を伝達することとします）
-------	---

※市役所内放送設備を用いて実施し、内容等詳細については協議して決定します。

◆安全管理推進運動の実施

期 間	内 容
7月31日(水)を中心とした時期	職員一人ひとりが安全意識を高め、事故を二度と起こさない体制づくりに努めます。 ・安全管理推進リーダーの選出 ・各職場における既存の危機管理個別マニュアルの点検・検証 ・安全管理推進リーダー研修及び各職場における安全管理研修の実施
6月中旬～7月夏休み前	青少年が活動する公園や野外活動施設における事故を未然に防ぐことを目的として、施設・設備、遊具等に不備がないか、一斉点検を実施します。 ・青少年活動施設一斉安全点検

※詳細については危機管理課より案内されます。

◆職員への啓発事業

日 時	内 容
4月3日(水) 13:30～14:10	○新規採用職員（独自）研修〔人事課所管研修として実施〕 標題を「甲賀市青少年活動安全誓いの日について～命の大切さについて考える～」とし、市職員として認識すべき「甲賀市青少年活動安全誓いの日」および「四万十川における水難事故」について説明を行い、市民の安全・安心を守る自覚を含め自分事として捉えるよう促す機会とします。
7月31日(水)を中心とした時期	アフターコロナを迎え、事業やイベントの実施が再開されることに伴い、安全安心な事業実施におけるノウハウの継承不足やリスクマネジメント意識の低下が危惧されることから、今まで起こりえなかった事故を想定した事業計画やチェック体制の構築など、部局長を中心に改めて事業執行安全管理体制や効果的な安全対策について検証するよう促します。

夏の水遊びを安全に楽しむために！

水辺の安全教室 ライフジャケット 体験講座

参加費
無料

日 程

2024 年 7 月 22 日 (月)

時 間

10 : 00 ~ 12 : 00 〈受付開始 09:30〉

場 所

甲賀市甲賀 B&G 海洋センター
〈滋賀県甲賀市甲賀町鳥居野 1037-1〉

対 象

市内在住の小学校 3 年生～ 6 年生【先着 20 名】

申 込 方 法

下記フォームよりお申込みください
〈<https://logoform.jp/f/KEBSD>〉



受付期間は
7月1日(月)
AM8:00
～
7月7日(日)まで！



【主催・問い合わせ先】

甲賀市教育委員会事務局社会教育スポーツ課
〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地
TEL 0748-69-2248 FAX 0748-69-2293

【共催】

甲賀市甲賀 B&G 海洋センター
甲賀市甲南 B & G 海洋センター

水辺の安全教室 ライフジャケット体験講座

教室内容



STEP 1

かみしばい あんぜん まな
紙芝居で安全を学ぶ!

クイズ形式の紙芝居で水辺の安全を学びます。
水辺に潜む危険や事故にあった場合の対処法
「セルフレスキュー」をこの夏に向けて学びましょう!

STEP 2

みず なか あんぜん まな
水の中で安全を学ぶ!

ライフジャケットの効果を学んだり、実際に着用して
水に沈まない浮き方を学んだり、いろいろな体験を
してみませんか? 他にもペットボトル浮きや着衣泳
などにも取り組みます!



STEP 3

たの まな
SUP ボードで楽しさを学ぶ!

琵琶湖でも大人気なアクティビティ、
SUP「スタンド アップ パドルボード」を体験!
簡単なプログラムなので初心者でも安心して
取り組んでいただけます。



当日の持ち物

☐水着 ☐T シャツ・短パン(着衣泳用) ☐水泳帽 ☐ゴーグル ☐飲み物(フタ付き)

注意事項

- ・水の中での活動がありますので、水が苦手な方は参加をお控えください。
- ・体調不良の場合は教室に参加することができません。
- ・教室に保護者の方は参加できませんが、見学することは可能です。
- ・教室中の事故については、主催者側で応急処置は行いますが、その後の責任は負いません。
ただし、主催者側でレクリエーション保険に加入します。(参加者に費用は掛かりません)



【主催・問い合わせ先】

甲賀市教育委員会事務局社会教育スポーツ課
〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地
TEL 0748-69-2248 FAX 0748-69-2293

【共催】

甲賀市甲賀 B & G 海洋センター
甲賀市甲南 B & G 海洋センター

【申込先】



<https://logoform.jp/f/KEBSD>

（仮称）甲賀市文化芸術振興条例（骨子）のパブリック・コメントの実施について

本市では、市内それぞれの地域の伝統や歴史等を守り活かしつつ、新しい文化を生み育てるための文化芸術の振興方策の基本的な考えや市民および市の役割等を定め、文化芸術施策を推進し、もって心豊かな市民生活を送り、活力ある地域づくりに資する「（仮称）甲賀市文化芸術振興条例」の制定に向けて取り組んでいます。

ついては、市民の皆様に条例（骨子）の概要を公表し、広く意見を募集します。

1. 周知方法

広報紙、市ホームページ、あいコムこうか光テレビデータ放送など

2. 意見募集期間

令和 6 年 8 月 1 日（木）から令和 6 年 8 月 3 0 日（金）までの 3 0 日間

3. 公表の方法

教育委員会社会教育スポーツ課、市役所 1 階ロビー展示スペース、土山、甲賀、甲南及び信楽地域市民センター各窓口、あいこうか市民ホールでの閲覧ならびに市ホームページ、への掲載とします。

なお、社会教育スポーツ課、地域市民センターでの閲覧時間は、開庁日である平日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとします。

また、あいこうか市民ホールでの閲覧時間は、月曜日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとします。

4. 意見を提出できる方

（仮称）甲賀市文化芸術振興条例（骨子）に関し、意見等を提出する意思を有する個人及び法人その他の団体

5. 意見提出方法

意見書に住所、氏名、電話番号（市外在住で市内勤務の方は勤務先、市内在学の方は学校名）、意見のあるページ番号を明記のうえ、各閲覧場所へ持参していただくか、提出先へ郵送、ファックス、Eメール、WEBフォームで提出してください。

6. 意見の回答について（公表）

提出いただいたご意見は、住所、氏名などの個人情報を除き、回答と併せて市ホームページで公表いたします。

なお、ご意見等を提出された方への個別の回答はいたしません。

7. 問い合わせ・提出先

甲賀市教育委員会社会教育スポーツ課 文化係（あいこうか市民ホール内）
〒528-0005 甲賀市水口町水口5633番地
電話：0748-62-2626 FAX：0748-62-2625
Eメール：aikoka-hall@city.koka.lg.jp 月曜休館

(仮称) 甲賀市文化芸術振興条例 (骨子) について

1. 条例制定の趣旨

文化は市民社会の基盤となり、芸術は人々の心を豊かにし、日々の暮らしに潤いをもたらすとともに、しなやかな感性を育みます。

本市に暮らす人々、関わる人々、行き交う人々が文化や芸術にふれあい、自由に楽しみ、一人ひとりの個性を尊重し、創造性が発揮できる豊かなまちづくりを進めるために、この条例を制定します。

2. 条例制定の背景

国では「文化芸術基本法」が平成 29 年に改正し、平成 30 年には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

その後、本市では、令和 2 年 3 月に「甲賀市文化のまちづくり計画【2 次計画】」を策定し、計画的な文化芸術施策を進めておりましたが、市内それぞれの地域の伝統や歴史等を守り活かしつつ、新しい文化を生み育てるための文化芸術の振興方策の基本的な考えや市民および市の役割など、本市の文化芸術施策の基本となる事項を定めるための条例が必要であると判断しました。

3. 条例（骨子）の概要

（１）前文について

〔解説〕

条例の条項の前には、制定の背景や目指す姿を述べる前文を置くこととします。そして、文化や芸術について、その意義や役割を述べるとともに、100年に一度の世界的な感染症拡大の経験から学んだ、文化や芸術が身近にあることの大切さを謳います。

本市には伝統的な技法を継承するとともに、新しい技法が生み出される信楽焼をはじめとする伝統工芸や、寺社仏閣の伝統美が息づく一方で、アール・ブリュットののように、まったく新しい創造性が評価され、変わらないものと新しいものが調和し、共存する特色があります。

また、本市は、各地域の特色や独自の文化が花開き、受け継がれてきたまちです。これまで、それぞれの地域で文化を受け継いできた先人に感謝し、未来に向けて、これからも私たち一人ひとりがその役割を果たしていかなければなりません。

この条例は、甲賀市在住の人ばかりではなく、甲賀市出身の人や、通勤または通学する人、甲賀市に訪れる人など、甲賀市と多様な形で関わりがある方々に向けて開かれているものとします。文化や芸術は、熱心に取り組む方々や職業とする方々だけのものではありません。日々の暮らしの中で誰もが享受すべき身近な存在であり、文化や芸術を媒介とし、人それぞれの個性や生き方が尊重される権利があることを宣言します。

前文（案）

甲賀市は、緑豊かな自然と歴史的風土に恵まれ、城下町や宿場町など交通の要衝として発達する中、多様な文化や芸術が生み出され、ふれあい、受け入れる土壌を育むことにつながりました。それは、先人によって、学びの場を維持しながら、多様な文化や芸術を創造し、享受される郷土愛が地域の中に脈々と根づいてきた証であります。

このように、文化は市民社会の基盤となり、芸術は生活に溶け込むことにより、人々の心を豊かにするとともに日々の暮らしに潤いを与え、しなやかな感性を育

みます。そして、文化や芸術があらゆる垣根を越えて、幼少の成長過程から生涯にわたり学ぶ喜びを享受し、一人ひとりの個性を尊重し、創造性が発揮できる豊かなまちづくりを進めるために、この条例を制定します。

（２）目的について

〔解説〕

本条例は、上位法となる文化芸術基本法および障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の規定に基づき制定するものであり、文化や芸術に関する施策を推進する目的を明らかにし、そのための市の責務や市民等の役割も明らかにしていくことを規定するものとします。

（目 的）

この条例は、次の法令に基づいて制定します。

- ①文化芸術基本法第４条の規定
- ②障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第５条の規定

また、この条例は、次の目的をもって制定します。

- ①甲賀市における文化や芸術に関する施策（以下「文化芸術施策」という。）について、市の責務及び市民等の役割を明らかにするため。
- ②文化芸術施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術施策を推進し、もって心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現に資するため。

（３）基本理念について

〔解説〕

ここでは、文化芸術施策の基本となる考え方や進め方を明らかにします。

文化や芸術についての活動は、一人ひとり違いがあり、その違いを認め、自主性と創造性が尊重されなければならない、その活動に対する支援の必要性を述べます。

また、にぎわいのあるまちづくりを推進し、開かれたまちにしていこうこと、さらには、次の時代を担う市民を育て、継承していくことの重要性を基本理念とします。

(基本理念)

文化芸術施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念とします。

- ①文化や芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)に携わる者の自主性と創造性を尊重し、その活動を支援すること。
- ②多様な文化芸術活動により、まちの魅力を高め、市民生活に溶け込んだ活気あるものとし、にぎわいのあるまちづくりを推進すること。
- ③文化芸術活動を担う市内外の様々な主体が連携と協働により、文化や芸術を通じ人々の交流を促進することにより、開かれたまちとすること。
- ④文化や芸術を楽しみ大切にする気持ちと、新たに価値をつくり出す喜びを育む環境を整え、次世代に継承すること。

(４) 基本方針について

〔解説〕

ここでは、基本理念に掲げた内容を実現するための基本的な方針を規定するものとします。

(基本方針)

市及び市民等は、前条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本方針として、文化芸術施策を計画的かつ主体的に推進します。

- ①一人ひとりの自主性、主体性、創造性を尊重し、誰もが文化芸術にふれる機会の創出と情報発信
- ②未来の文化芸術を創造する子どもたちを育て、後継者や担い手を育成
- ③文化財等の文化資源を活用し、潜在的価値を掘り起こしたまちづくりを推進
- ④施設の整備、今ある場所を有効活用
- ⑤文化芸術活動の実践を通じて、地域課題の解決に向けてまちづくりに活かす

(５) 市の責務について

〔解説〕

市は、文化や芸術を推進するためのプラットフォームとして機能する役割を担い、そのための政策を策定し、計画的に推進することや、財政上の措置を講じる責務があることを明記します。また、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、観光その他の各関連分野の施策とつながり、誰もが共感し、共有できる文化や芸術に関わる多様な情報について発信することを規定します。

(市の責務)

- ① 市は、前条に規定する基本方針にのっとり、文化芸術施策を策定し、計画的に推進します。
- ② 市は、文化芸術施策を推進するに当たっては、文化や芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、関連分野における施策との有機的な連携を図り、その情報を発信します。
- ③ 市は、文化芸術施策の推進に必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

(6) 市民の権利と役割について

[解説]

文化や芸術を創造することは、誰もが享受する権利であることを明記します。また、文化や芸術について、誰もが次世代への担い手であり、市民はお互い協力しながら、その権利を守り、継承することを述べます。

(市民の権利と役割)

市民は、自らが文化や芸術を創造し、及び享受する権利を有しており、本条例に規定する基本理念を理解し、文化や芸術の担い手として、相互に連携しつつ、その継承に努めるものとします。

(7) 文化芸術団体、学校等、事業者の役割、関係者相互の連携及び協働について

[解説]

文化芸術団体、学校等、事業者それぞれの役割を明記します。

文化芸術の活動を行う文化芸術団体は、団体の活動を活発に実践するのみならず、広く普及し継承していくための役割があることを述べます。

学校等は、感受性が豊かな年代の青少年が文化芸術に触れる機会をつくり、創造力を養い、人を育てていく役割があることとします。

事業者は、文化芸術を通じて地域に貢献していただく役割と、文化芸術を支援する役割があることとします。

また、これら関係者は、それぞれの役割を果たすだけでなく、お互いに連携を図りながら、協働により役割を果たしていくことを述べます。

（文化芸術団体の役割）

- ① 文化芸術団体は、自らが行う創造的な文化芸術活動に誇りを持ち、充実を図るとともに、文化や芸術の継承と発展に積極的な役割を果たすよう努めるものとします。
- ② 文化芸術団体は、相互に協力し、市民の文化芸術活動の推進に努めるものとします。

（学校等の役割）

- ① 学校等は、自主的かつ主体的に、次代の担い手となる子ども、青少年の文化芸術活動を支援するものとします。
- ② 学校等は、文化芸術に親しむ機会の創出に努めるものとします。

（事業者の役割）

事業者は、自主的かつ主体的に、文化芸術活動を行うとともに、文化芸術活動の支援に努めるものとします。

（関係者相互の連携及び協働）

市、市民、地域、文化芸術団体、学校等、事業者その他文化芸術に関する施策に関係する者は、相互に連携を図りながら協働し、施策を推進するよう努めるものとします。

（８）文化芸術施策の推進に関する計画の策定について

〔解説〕

本条例に基づいて実効性が確かなものとなる計画の策定について規定します。この計画とは、「甲賀市文化のまちづくり計画」のことを指します。

また、この計画を作成するに当たって、附属機関の「甲賀市文化のまちづくり審議会」に意見を聴くこととします。

(文化芸術施策の推進に関する計画の策定)

市は、文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術施策に関する基本的な計画を策定します。

前項の計画の策定に当たっては、次条に規定する甲賀市文化のまちづくり審議会に諮るとともに、市民の意見を聴きます。

(9) 甲賀市文化のまちづくり審議会の設置について

〔解説〕

附属機関である「甲賀市文化のまちづくり審議会」について役割、定員、任期、審議会に関する必要な事項は教育委員会規則で定めることを規定します。

(甲賀市文化のまちづくり審議会の設置)

文化芸術施策の推進に関する重要事項を審議するため、法第 37 条の規定に基づき、甲賀市文化のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置します。

審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化芸術施策の推進について調査審議し、答申します。

審議会は、文化芸術施策の推進に関し必要と認める事項について、教育委員会に意見を述べるができるものとします。

審議会は、教育委員会が委嘱する 15 人以内の委員をもって組織します。

委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとします。

パブリックコメント手続による意見書

[illegible]

※ファックスの場合は、このままFAX0748-62-2625（あいこうか市民ホール）へ送信してください。

※直接提出される場合は、市役所教育委員会事務局社会教育スポーツ課（庁舎４階）または各地域市民センター（土山・甲賀・甲南・信楽）に提出してください。

議案第 6 7 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 2 6 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市学校運営協議会委員の任命については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則(平成16年甲賀市教育委員会規則第8号)第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第12号

甲賀市学校運営協議会委員の任命について

甲賀市学校運営協議会規則(令和2年教育委員会規則第9号)第7条の規定に基づき、甲賀市学校運営協議会委員に別紙の者を任命することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則(平成16年甲賀市教育委員会規則第8号)第4条の規定に基づき臨時代理する。

令和6年6月1日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和 6 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 3 1 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	望月 文衛	水口小学校学校運営協議会	地域住民
2	山田 美知保	水口小学校学校運営協議会	地域住民
3	藪下 せつ子	水口小学校学校運営協議会	地域住民
4	村山 真弓	大原小学校学校運営協議会	地域住民

○甲賀市学校運営協議会規則

（委員の任命）

第7条 協議会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- （1） 保護者
- （2） 地域住民
- （3） 対象学校の運営に資する活動を行う者
- （4） 学識経験者
- （5） 関係行政機関の職員
- （6） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があつたときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

議案第 6 8 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 2 6 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第13号

甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について

甲賀市地域学校協働活動推進員設置要綱（令和4年甲賀市教育委員会告示第2号）第5条の規定に基づき、甲賀市地域学校協働活動推進員に別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和6年6月1日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

甲賀市地域学校協働活動推進員

(任期：令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで)

No.	氏 名	活動校	備考
1	藪下 せつ子	水口小学校	
2	山田 美知保	水口小学校	

【参考資料】

甲賀市地域学校協働活動推進員設置要綱

（資格及び委嘱）

第5条 推進員の委嘱は、次に掲げる全ての資格要件に該当する者のうちから、当該学区の学校長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

- （１） 地域において社会的信望がある者
- （２） 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

議案第 6 9 号

甲賀市史跡水口岡山城跡保存活用計画検討委員会設置要綱の制定について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 2 6 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市史跡水口岡山城跡保存活用計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 史跡水口岡山城跡保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）を策定するため、史跡水口岡山城跡保存活用計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、保存活用計画の策定に関し協議、検討、指導及び助言するものとする。

(委員)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(1) 文化財に関する学識経験を有する者

(2) 教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局歴史文化財課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行後、最初に行われる委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず教育委員会が招集する。

議案第 70 号

甲賀市指定無形文化財信楽焼保持者認定検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 26 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市指定無形文化財信楽焼保持者認定検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱

甲賀市指定無形文化財信楽焼保持者認定検討委員会設置要綱（令和４年甲賀市教育委員会告示第８号）の一部を次のように改正する。

改正案	現行
甲賀市指定無形文化財<u>陶芸</u>保持者認定検討委員会設置要綱 （設置） 第１条 甲賀市指定無形文化財<u>陶芸</u>保持者を認定するため、甲賀市文化財保護条例施行規則（平成１６年甲賀市教育委員会規則第５０号）第２３条に規定する甲賀市文化財保護審議会の部会として甲賀市指定無形文化財<u>陶芸</u>保持者認定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 （所掌事務） 第２条 委員会は、甲賀市指定無形文化財<u>陶芸</u>保持者の認定に関わる事項について検討を行うものとする。 <u>付 則</u> <u>この告示は、令和６年７月１日から施行する。</u>	甲賀市指定無形文化財<u>信楽焼</u>保持者認定検討委員会設置要綱 （設置） 第１条 甲賀市指定無形文化財<u>信楽焼</u>保持者を認定するため、甲賀市文化財保護条例施行規則（平成１６年甲賀市教育委員会規則第５０号）第２３条に規定する甲賀市文化財保護審議会の部会として甲賀市指定無形文化財<u>信楽焼</u>保持者認定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 （所掌事務） 第２条 委員会は、甲賀市指定無形文化財<u>信楽焼</u>保持者の認定に関わる事項について検討を行うものとする。

議案第 7 1 号

甲賀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 2 6 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

甲賀市学校給食センター条例（平成16年条例第155号）第5条第3項の規定に基づき、甲賀市学校給食センター運営委員会委員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第 7 1 号別紙

甲賀市学校給食センター運営委員会委員

(任期:令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 3 0 日まで)

	氏 名	委 員 の 構 成	備 考
1	前田 貴彦	関係 P T A の代表者 (2 号)	伴谷東小学校
2	大西 智子	関係 P T A の代表者 (2 号)	大野小学校
3	中村 雅昭	関係 P T A の代表者 (2 号)	油日小学校
4	井口 寛	関係 P T A の代表者 (2 号)	甲南第三小学校
5	福山 和則	関係 P T A の代表者 (2 号)	雲井小学校

【参考資料】

甲賀市学校給食センター条例

(運営委員会)

第5条 教育委員会の諮問に応じて給食センターの適正かつ円滑な運営を調査し、審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(略)

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係学校長の代表者
- (2) 関係PTAの代表者
- (3) 保健所長
- (4) 学校医の代表者
- (5) 教育委員会が指名する職員
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

議案第 7 2 号

甲賀市学校再編審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 2 6 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市学校再編審議会委員の委嘱について

甲賀市附属機関設置条例（平成２５年条例第３５号）第２条第２項の規定に基づき、甲賀市学校再編審議会委員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

甲賀市学校再編審議会委員

(任期：令和 6 年 7 月 1 日から)

	氏名	委員の構成	備考
1	中村 雅昭	市民	油日小学校 P T A 会長
2	井口 寛	市民	甲南第三小学校 P T A 会長
3	西川 有樹	市民	信楽こども園 保護者会副会長
4	西川 信廣	学識経験を有する者	京都産業大学現代社会学部 現代社会学科 教授
5	大林 源弥	教育関係者	元教員
6	藤河 正明	教育関係者	元教員
7	福永 佐栄子	教育関係者	元教員
8	藤岡 美登江	その他教育委員会が適当と認める者	山内小学校再編時保護者
9	澤田 賢人	その他教育委員会が適当と認める者	鮎河小学校再編時児童
1 0	八木 正隆	その他教育委員会が適当と認める者	元小中学校教育のあり方審議会委員

【参考資料】

○甲賀市附属機関設置条例

(設置等)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

別表（第2条関係）

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員 数	委員の任 期
甲賀市学校 再編審議会	市内小中学校の再編に関する事項について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) 教育関係者 (4) その他教育委員会が適当と認める者	10 人以内	委嘱の日 から審議 が終了す る日まで